

静岡県工事着手日選択型工事実施要領の運用

1 第2条（対象工事）関係

工事着手日選択型工事の実施に当たっては、下記により案件を選定すること。

1 発注見通しで公表する工事

2 次の要件に該当する工事は実施対象としない。

- ・ 工期に工事着手日選択期間を加算した期間が、加算前の完成予定年度を超える工事
- ・ 緊急性のある工事（応急復旧、災害復旧工事）
- ・ 施工可能時期、竣工又は供用開始日が定められている工事（時限事業、関係機関との調整・協議又は渇水期中に施工を要する工事等）
- ・ 発注後の状況により、完成工期が完成予定年度を超える可能性がある工事（掘削の結果、施工内容が変更となる可能性がある工事等）

2 第3条（工事着手期限日及び工事着手日選択期間）関係

工事着手期限日は、原則として、開札の日から30日以上、90日以内の間で設定すること。設定日が休日（静岡県の休日を定める条例第1条に規定する県の機関の休日。）の場合は、その前日とすること。

上記工事着手日選択期間を加算した期間が、加算前の完成予定年度を超える場合等は、必要最低限の範囲で工事着手日選択期間を30日未満に短縮することができる。

3 静岡県建設工事執行規則及び静岡県建設工事請負契約約款の読み替え

この工事においては、静岡県建設工事執行規則（昭和50年規則第16号）及び静岡県建設工事請負契約約款を次のとおり読み替えるものとする。

- (1) 静岡県建設工事執行規則第19条「請負契約締結後」を「工事着手日後」、第20条第1項及び第3項の「請負契約締結後10日以内」を「工事着手日後10日以内」
- (2) 静岡県建設工事請負契約約款第3条第1項及び第4項の「契約締結後10日以内」を「工事着手日後10日以内」

4 約款附則

工事着手日選択型工事の契約に当たっては、別添「静岡県建設工事請負契約約款附則（工事着手日選択型）」を添付すること。

附 則

この運用は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

(別添)

静岡県建設工事請負契約約款附則

(工事着手日選択型)

- 1 この工事は「静岡県工事着手日選択型工事実施要領」の対象工事とする。
- 2 この工事は、落札決定後、契約締結前に受注者が提出した「工事着手日通知書」に記載された工事着手日（以下同じ。）より前に着手することはできない。
なお、工事着手日とは、工事準備等を含めた着手日をいい、工事現場における施工開始日とは異なる。
- 3 この工事の契約において、静岡県建設工事請負契約約款第3条第1項及び第4項の「契約締結後10日以内」を「工事着手日後10日以内」と読み替えるものとする。
- 4 この工事の契約において、受注者が、静岡県建設工事請負契約約款第34条に規定する前払金を請求する場合は、工事着手日以降とする。